

長野県本人確認情報保護審議会議事録（2007.9.19）

○ 出席委員

清水勉会長、関聡司委員、御手洗大祐委員、片桐雅彦委員

○ 県出席者

浦野昭治総務部長、和田恭良企画局長、山本浩司市町村課長、太田順造国際課長
ほか

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。司会を務めます市町村課企画幹の田中でございます。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして浦野総務部長からご挨拶を申し上げます。

（浦野総務部長）

議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。本日、長野県本人確認情報保護審議会を開催しましたところ、委員の皆様方には暑い中で御多用中にもかかわらずご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

平成14年8月に住基ネットの第1次稼動をいたしまして、もう早いもので5年が経過いたしました。この間、県では情報セキュリティに十分配慮しながらシステムを運用してまいっております。これまで県では、住基ネットシステムを県の事務には一切利用してまいりませんでしたけども、県民の利便に資するとともに、事務の効率化を図るため、個人情報保護に最大限の配慮をしながら、順次、事務に利用してまいりたいと考えております。後ほど、その概要についてご報告をさせていただきます。委員の皆様には昨年12月に住基ネットを共同管理しております上伊那情報センターをご視察いただきました。本日は、その視察結果を踏まえてご協議いただく予定となっております。よろしくお願いいたしますと存じます。また、住基ネットシステムとは直接の関連はございませんが、他県におきまして市町村合併時において住民データの処理の再委託を受けた業者の社員が自宅パソコンから個人情報を流出させる事件が発生しました。国におきましては、住民基本台帳の電算処理の委託等に関する検討会を設けて検討を進めていると聞いておりますが、委員の皆様におかれましても、住基ネットの安全、効率的な運用等につきましても忌憚のないご議論をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

本日はありがとうございます。

（司会）

それではこれより会議にお入りいただきますが、会議の議長につきましては本審議会に

ついて定めています住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条に基づきまして清水会長さんをお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

(清水会長)

これより会議事項に入りたいと思います。本日の終了予定は午後3時半を目途とさせていただきますので、ご協力よろしく申し上げます。

まず会議事項の1としまして、今、話にありました上伊那情報センターの視察結果につきましてはまとめている最中ですが、その概要について委員の間では議論してきていますので、導入を私の方から申し上げて、その上で各委員からそれぞれの担当しています問題について意見を述べさせていただきたいと思います。まとめのものは別途提出する予定ですので、今回は概略の説明で留めさせていただきます。

住基ネットの稼動以来、この審議会では自治事務としての住基ネットの実情がどうなっているかという点を踏まえて、住基ネットの問題点の改善を市町村がするに当たって県としてどんな協力ができるのかという観点から取り組んできたわけですが、この審議会におきましても昨年の2月7日から8日にかけて県内の人口規模の違いを考慮した4自治体を訪問させていただきました。この訪問結果を踏まえ、県内の全自治体に対して住基ネットに関するアンケート調査、これは利用実態なり、あるいは費用対効果の問題についての結果を取りまとめたわけですが、こうした調査を行う中で、個々の市町村が独自に住基ネットを管理運用していることは極めて負担が大きいという状況が見えてまいりました。そこで、上伊那情報センター、ここでは複数の自治体について共同管理をするという手法をとっているわけですが、これからの共同処理する方向性というもの現実的にどんなメリットを持ち、あるいは今どんな問題を抱えているかといったところの実態を見ることによって、今後さらにそれを発展させていくという観点からの調査に協力いただきました。

上伊那情報センターの訪問につきましては、法律上の問題点、セキュリティ上の問題点、それから職員、自治体の問題点、そうしたところについて、それぞれ作業を分担しまして、意見交換を委員の間で行ってきているところであります。そして、最近の状況としまして、上伊那情報センターでは私たちが訪問したときとは違う運用の仕方に移行しつつあるというような話も伺っておりますので、そうしたものを踏まえて今後報告をまとめさせていただきます。

法律上の問題点として考えられるところとしましては、上伊那情報センターはそれ自体が最初から立ち上がったものではなく、上伊那広域連合の中で上伊那情報センターというものを設けて、その中で住基ネットについても取り扱うという位置づけになっておりまして、もともとが住基ネットを共同管理するために作ったものではありません。それ以前から他の行政についても共同で行ってきているというベースがあるところにこの業務を持ち込んできたので、共同運用しやすい下地があったと言えると思います。他方で、広域連合と各自治体というのは法律的には別の法人格になりますので、この住基ネットの費用負担

については内部で規定が決められておりますけども、トラブルが起こった場合の対応の仕方と責任のあり方について、どの様にすべきなのかということについての検討、あるいは規定というものは必ずしも十分用意されていないのではないかという気がいたしました。規約等を見せていただきましたけども、これは広域連合全体についての運用のあり方についての規約でありまして、セキュリティについては規定はありますけども、トラブルが起こった場合の広域連合と各自治体ではどういう責任分担なり、あるいは対応していくか。そうしたものが法的にはいうまでもなく基礎自治体が責任主体になるものですから、それと広域連合がどういう関係になるのか、その辺は今後この広域連合の問題に限らず検討する必要があるということを考えました。次に、セキュリティや技術の問題点ですけど、この点につきましては、御手洗委員と関委員から意見を述べていただきたいと思います。まず、御手洗委員からお願いします。

(御手洗委員)

私の方からは大きく2つありまして、1点目は業務の統合のメリットというところが検証のポイントだったかと思いました。今回のヒアリングの中で、いろいろとある業務を統合していく、いろんな自治体さんで持っているものを統合していくのは単純にいくものではないということの一つ教えていただいたところがあります。自治体規模によって業務のワークフローにかなり異なる部分等があり、実際にはシンプルに業務をまとめて効率化ができるかという、そうでもないという話が当初ございました。上伊那が一つ成功した理由というのは、先ほど会長の方からご指摘がありましておおり、今までの経緯の中で新しい業務の一つ付け足していくという、今まで共同運用していくベースがあったためにできた話でしたが、他自治体の事例等もその際に伺ったところによると共同で外部委託するところがあるというお話でした。個別自治体が集まった時のガバナンスというのが上手く働かないで、かなり各自治体が自分たちのワークフローというものを業者に押し付けようとする、それで調整がつかなくなるというケースが多々見られるという話を伺いました。

もう1点は人的リソースの問題でして、なかなか技術的なものというと専門的な知識がどうしても必要となってくるといったようなところがあります。各自治体さんから人も出して運用しているという実態があるということもございまして、どうしても望んだときに望んだスキルの人があると必ずしも限らないという問題があると伺っております。今後どのように専門的な技術的なシステムを運用して行く際に人の充て方をしていくかとか、各自治体からどのように人を共同運用に送っていくのかという課題が残っているという点でございます。私の方からは以上です。

(清水会長)

それでは関委員をお願いします。

(関委員)

私の方から、御手洗委員の件に付け加えまして、一つは上伊那情報センターで共同運用するという目的におきましては、いろんな意味で人を含めたリソースの共通化、共同運用が図られていますので、コストメリット、あるいはセキュリティのノウハウ的なメリット等を含めて個別に運用するよりいい状態になっているんだろうなと認識しております。実際のところ、小規模の市町村も視察させていただきましたが、人が十分配置できないという問題とか、それに関連しますが、コスト面で十分な手当ができないとか、さらには、業者に対してのいろんな管理がなかなか十分できないとか、そういうことに対して、それよりはよいレベルになっているかなと認識しています。ただ一方、先ほど会長からありましたが、運営主体の最終的な責任は市町村にあるはずなのですが、上伊那情報センターと市町村との運営責任、どこでどう切り分けられているのか契約がないということもあって、その辺がはっきりしていないという状況が根本的な問題となっているかなと思います。そのために、例えば業者に業務委託するといったときにも、個々に継続的に監査をやっていかなければならない。そうしたことをしないと、世の中の情報漏えい事件は委託先で起きているケースをご存知のとおり多いので、そうしたことも市町村に最終責任があるのだろうなと思うのですが、その辺がはっきりしなかったりしている。そもそもシステムの維持管理について、将来にわたって企画していくわけですけど、その辺の責任と主体がはっきりしない点が残っているので、そこは解決すべき課題かなと思います。その他、細かい話を言えば、情報センターの建物の例えば名称が外にわかるようになっていたり、細かい配慮をすべき点があるのですが、その辺はまた報告書でまとめたいと思います。

(清水会長)

それでは片桐委員をお願いします。

(片桐委員)

私の方からは自治体職員の課題という点について見てきました。委員で行きました調査、ヒアリング等の中で受ける認識としては、上伊那情報センターに住基ネット管理業務を委託している自治体の住基ネットの担当職員は、そうでない自庁方式で管理している職員に比べ住基ネットに関する意識が乏しいのではないかなというような印象を持ちました。それはなぜかということを考えると、自庁方式では基本的にセキュリティ対策や日常のデータ保守などを役場職員が行うことが多いのです。セキュリティ対策は基本的には24時間365日ということになりますから。それからバックアップ作業等の日常的な業務も毎日の業務として行います。さらに先ほど言われました住基ネットの保守業務を外部委託するには契約をしていくわけですが、その具体的な委託先の選定とか、契約事務から完了検査までの実務を行うのは住基ネットの担当職員であることが多いということがあります。ですから、与えられた職務に応じて危機管理意識も大きくなっているということが言えると思います。一方、情報センターに委託しているようなセンター方式ですと、サーバ本体とか保守作業は委託先の情報センターが行いますので、役場職員の主な業務は住基ネットの端

末の管理とか操作が主となってきます。職員の危機管理意識というのは自らが受け持っている業務の責任範囲で持ち得るということでしょうから、自庁方式に比べてセンター方式の役場職員の危機管理意識が少ないということになってくると思います。これは職員の問題という話ではなく、受け持っている範囲が少ないので必然的にそうなるのではないかと思います。そうしたことによってセンター方式でやっている市町村においては、職員は本来業務である戸籍業務、住民基本台帳業務、外国人登録業務に専念できますから、住民の側から見ると窓口サービスが充実しているということで大きなメリットということになっていると思います。ただ一方でセンター方式の場合はやはり住基ネットに関する知識が乏しくなるという傾向も発生しますので、住基ネットに関する第一次的な責任が市町村にあるとすると、何か問題が起こったときにしっかりと情報センターの責任範囲の部分も含めて説明できる体制を整えておく必要があると感じました。この部分については、先ほどから話がありました広域連合と市町村の関りに深く関係してくる部分だろうと思います。

(清水会長)

それでは、このさらなる具体化は宿題とさせていただきますが、今回、資料2に愛南町における個人情報漏えいについてという資料を事務局から配っていただいています。これを配ったのは、愛南町の揚げ足をとるのではなくて、実際問題が起こったときにその自治体がどういう対応をしてくているか、住民に対して、また内部に対してどのような対応、動きをしているか、どのような問題点があるかということについて他の自治体、他の県でも検討してみる必要があり、それを行うことによって事前に問題の発生を極力防ぐ、あるいは発生した場合に迅速に対応するというに役立つかと思います。そういうことなので、地理的に愛媛県と長野県とはかなり離れているから関係ないじゃないかということではなくて、それは、ご承知のとおり北秋田市でも同じ問題、それから山口県内でも同じ業者の関係ですけど問題が起こっております。地理的に離れているから問題が起こらないというわけではないので、これを題材として若干の意見交換ができればいいと思います。

資料の1ページを開いていただくと、5月14日にインターネットへの流出の事実が発覚するわけですけど、それに対して対策本部が設置されたのが、3日後の5月17日。下の「町の対応」という欄に書かれています。ここに漏えいしたデータというのは住基情報68,426件で住民票コードを含んでいるものもあった。住民票コードの変更手続きは約1ヵ月後の6月18日現在で3,894名ですので、5%くらいですかね。その方が変更手続きをされているというようなことが記されています。5月14日に問題が発覚して、即日ではなく3日後に対策本部が立ち上がるというのはだいぶ遅いのではないかという気になるのですが、このあたりというのは企業ではこういった取り組みになるのでしょうか。関委員。

(関委員)

企業の方でいきますと、もうちょっと早い立ち上がりをするのではないかと思います。通常は情報漏えい事故があると、それ以前に、リスク管理室とかセキュリティ対策室とかが常設的に設けてられていまして、セキュリティポリシーを企業でも定めていて、何かあったときにはこういう手順で連絡して、どういう体制でどういう対応を取るといのはあらかじめ決めておりますので、通常は発覚したとき即座にそういった体制が立ち上がって対応をとる形になると思います。

(清水会長)

片桐委員、町の場合でも今言われたようなことになるのですか。

(片桐委員)

私どもの町のセキュリティポリシー上ではセキュリティ委員会を設けていますので、こうした事象が発生したことを確認した際には、速やかに委員会が開かれて現状を確認して対策を練ることが理想だろうと思われます。

(清水会長)

それから先ほど申しましたように、流出している住基情報が6万8千件で、そのうち1ヶ月後までの間に住民票コード変更手続きをされているのが3,894名でかなり少ないのですが、私が所属している日弁連の情報問題委員会では、これは職権で全部一遍に変更した方がいいんじゃないかというような議論もされたのですが、実は住民基本台帳法30条の3の規定を見ますと、変更の場合は本人申請の場合だけを規定していまして、特別な問題による職権による変更の規定がないんですよ。そのあたりが法律家から見ると問題かなと。つまり、危機的な状況が起こらないという前提で、本人が望むならということで、問題意識がない人は変更しない、法律上の手続きを知らない人は変更しない、そういう不都合なことが起こっているかなという気がするのですが、御手洗委員、このあたりの問題はどのように考えるでしょうか。

(御手洗委員)

本人が意識しないところで変更になるのはどうかなと思います。

(清水会長)

どうしても法律の書き方となると安定した状態というのを想定して作るもので、危機的なことが起こることは想定してはなかなか作らないんですが、コンピューターネットワークシステムの場合は起こらないことを想定しては多分いけないので、起こることを想定して、そのときに権限としてどこまでできるかということの規定の書き込みが必要かなと思うのですが、そのところ関委員はいかがですか。

(関委員)

誰が責任者なのかをまずはっきりして、それに対してどういうときにはどう対応を取るかということは通常は決めておくようなことをやると思うんですが、特にネットワーク系の情報セキュリティにはそうしたことが重要なと思います。

(清水会長)

3ページを見ますと、愛南町の件を契機として総務省で住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会というのを発足しております、マスコミでもいづらか報道していたところもあったようです。5ページを見ますと、そこに書かれている構成員で検討がなされています。9ページ以下を見ていただくと、ここでは過失・重過失、業務上必要な注意懈怠による事故等に対する罰則例。これに関連しまして、この検討会では過失犯処罰の規定を設けるべきではないかという議論がされています。一部報道もされていましたが、その点については、過失犯というのは、おそらく考えているのは、自治体の職員というよりも委託先が主な対象としてイメージされているのかなと思うのですが。自治体からすると、過失犯処罰規定というと実効性も含めてどのように考えられますか。

(片桐委員)

この外部委託先の情報漏えい事件というのは、扱う情報資産に対して自治体側のリスク管理能力が弱かったということを示す一例かと思っています。過失に対する罰則で防止するというのも一つの方法だと思うのですが、本来的に見ると市町村の職員数が減少する方向で進んでいる中で今後も外部委託が増加していくということがあるでしょうから、罰則だけでそれが抑制できるか、情報を守ることができるか、実効性があるかどうかというのはよくわかりません。むしろそれよりも委託先の監査に対応する人材育成とか経費投入が進んでいないという事実は見えてくるでしょうから、こうした対応を自治体ではまずやるべきでないのかなと思います。

(清水会長)

関委員はこの問題についてはどうでしょうか。

(関委員)

罰則の強化でこれが防げることに疑問だということには賛成です。通常の仕組みの作り方として、例えば情報の持ち出しについてだとか、契約上あるいはセキュリティポリシー上で制限をかけて、それと実際にオペレーションするシステムが呼応する形でオペレートする環境を作るのが普通で、例えば市町村で決められたシステム上でのみこの情報が取り扱うことができ、そこから持ち出す必要がないという形をまず仕組みとして作って、持ち出すことはルール違反ですよという形にしておくことが必要かなと思います。通常もそうしているとは思いますが、仮にそうだとすればこの事例でいくと、そもそも勝手に持

ち出したという点でなんらかのルールに違反しているはずなので、そこで違法性が問えるのかなと思います。それと、システムの区分けとルール化に加えて、そもそも技術的に持ち出せないようにするというやり方がありますが、その辺はコストがかかってきますので、どこまでやるかという点については運営主体である市町村の方で、予算的な面もありますので判断していくのかなと思います。

(清水会長)

6 ページに経過がごく簡単に書かれていますが、今、関委員が指摘された事実経過ですけど、無断でデータを自宅に持ち帰って、それが漏えいのきっかけになっています。これは推測になってしまうのですが、このときたまたま初めて1回漏えいに繋がったということではなくて、おそらくこの会社では持ち出しについてのところのルールが遵守されているかというチェックが十分機能していなかったのかと思う。関委員が言ったとおり、そのところの厳格化が重要で、過失犯処罰を設ける手前のところが重要かなという印象を持ちます。御手洗委員はいかがですか。

(御手洗委員)

私も概ね両委員ご指摘された点に賛成なんですけど、おっしゃるとおり事前のところのルール化をしっかりと契約していくということが大事だろうと思います。そこで片桐委員がおっしゃったとおり、減少していく職員でどう対応していくかということが難しい課題なんだろうなと一方で感じているところです。

(清水会長)

ありがとうございます。それから、日弁連の委員会で過失犯処罰について議論されていて、委員会では皆さんが消極的な意見ですが、要は過失犯処罰というのは「どういうことをすると過失になるか」は法文上書き込まれていないことなものですから、結果が起ると過失があったんだというようになりがちなものですね。どういうことに注意したらいいかが非常にわかりにくい構造があるものですから、むしろ、そういう過失犯処罰を設けてしまうと、そのことを恐れるが故に、大して儲からない小さな自治体の業務には手を出さないぞとなってしまうと悪循環で、それではその自治体で管理できるかという問題になってこの職員が個人的に責任を取られる等、悪循環の方に進んでしまう気がします。過失犯の設定拡大というのは、実はそれ以前の、そもそも出てしまったものについて、誰かを処罰すれば被害が回復するのではなくて、被害が起らないようにするのが最大のポイントになるわけですから。そうするとむしろこういった過失を犯した人間についてどう責任を取らせるかというよりも、それ以前の何故こういうことが起こってしまったかということを検証して、どこで止めることができるのかというところをしつこくしつこく、関委員が言っていました、基本的な大事なルールはしつこくしつこく確認して設定していくことが重要なのかなと思います。過失犯処罰というのは問題が多いかと思います。刑法犯なり

特別法にしる、犯罪ということになりますと、当然のことながら捜査機関が徹底的に情報も集めて記録されているデータも取得して、どこにどんな問題が起こったかというのを検証していくことになりますから、その間にその業務が支障をきたすことが起こる。つまり証拠保全という意味で業務に支障をきたすことがさらに起こることもあり得ますので、悪いことをした人間について処罰されるべきだというのは一般的な感情としてあり得るでしょうけど、処罰化することによって様々な問題がむしろ出てきてしまうのではないかと。また、むしろ本質的な問題からはずれてしまうのではないかとということも考えておく必要があるのではないかと思います。

上伊那情報センターの関係の件は以上としたいのですが、委員の方よろしいですか。

それと、事務局の方にはお願いですが、先ほども少し言及しましたが、上伊那情報センターでの運用の仕方というのが、私どもが訪問したときとかなり変わってきているようですので、現状どのようになっているかということ、それから今後どのように進めていくのかというあたりの資料を提供していただけるものであれば、もちろん外部に出せないものがあるということであれば、私たち委員では非公開として扱いたいと思いますので、上伊那情報センターの方にご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、会議事項の住民基本台帳ネットワークの県事務利用について。これは県から報告ということで、まず事務局の方から説明していただいて、その後委員から質問があれば出していただくというようにしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

(山本市町村課長)

市町村課の山本でございます。私の方からは、住民基本台帳ネットワークの県事務の利用につきまして、説明させていただきます。それでは、お手元の資料3をお願いいたします。

表に記載させていただいておりますとおり、住民基本台帳法上、都道府県は32の法律68事務につきまして、住基ネットによりまして本人確認情報を利用することができるように規定されております。先ほど部長から話ございましたように、本県では、県事務についてはまだ一切利用していないということでございますけれども、今までの経過につきまして簡単にご説明させていただきます。平成16年でございますけれども、長野県におきましても旅券の発給に住基ネットを活用しようという計画がございました。本人確認情報保護審議会におかれまして、セキュリティ対策についてご検討をお願いしまして、それを受けて県が実施する対策について審議会でもご承諾をいただいたと、その上で審議会からは、住基ネットを利用するかしないかは県が判断することであると、そのようなご意見を頂戴したところであります。県としまして実施をするとお話をしたのですが、旅券の発給申請が当時の同時多発テロの関係で減少していると、それから県財政が非常に厳しいという理由をもちまして、住基ネットの利用を見送った経過がございます。今回、16年度から時間が経っているということで、改めてその見直しをさせていただきました。旅券の発給件数につきましては、平成15年の4万1千件余を底に年々増加いたしまして、

平成18年度は6万件余となっております。また、16年度当時はセキュリティ対策経費として当年度で850万円、翌年度以降も毎年230万円の経費がかかるだろうと見込んでおったのですが、住基ネットそのもののセキュリティが強化されたという点もございまして、当時の対策と同程度のもと考えて試算しますと、単年度のみで約66万円を実施できると試算、確認されたところでございます。このような見直しの結果から住基ネットを活用することで住民サービスの向上と行政の事務の効率化を図っていくことが妥当であると判断させていただきまして、資料にございましており19年度から5つの法律、20年度から1つの法律につきまして住基ネットを活用してまいりたいと、このように考えております。

それでは、県として利用する6法律を選定した経過についてご説明させていただきます。資料のまず1ページをご覧くださいと存じます。長野県における住基ネットシステムの現状でございます。資料の右側にございましており、長野県では現在住基ネットの端末は県庁内にしか設置されておりません。現地機関では住基ネットを利用できない状況になっているということで、現地機関で利用する場合には端末の整備が必要になるということでございます。

続きまして2ページをご覧くださいと存じます。これは「選定について」ということで住基法上利用可能な32の法律につきまして17年度と18年度の実績に基づきまして住基ネットの利用可能見込み件数を積算しまして、多くの県民の皆様の利用が見込まれる法律事務を基本に、他の都道府県の利用状況、それから、もちろんですが担当課の利用希望の有無、さらには住基ネットの端末を利用する場合、県庁内だけなのか、それとも現地機関でも利用するのか等々の判断をいたしまして、2番の恩給法、4番の原子爆弾被爆者援護法、5番の電気工事士法、8番の宅地建物取引業法、10番の消防法については県庁内に既に端末がございまして、それからセキュリティをすることで、19年度から実施をしてみたいというように考えております。経費といたしましては、単年度分だけでございます。翌年度は引き継ぎませんが、約30万円の経費でセキュリティ対策が取れるものと試算しております。なお、1番の旅券法につきましては、現地機関の端末の整備が必要ということで、20年度から利用するというように考えております。なお、今年度の利用につきましては、平成20年1月中の開始を目途に機器の整備、研修等を進めてまいりたいと考えております。

続きまして3ページをお願いいたします。住基ネットを県事務利用した場合の効果について記載してございます。はじめに恩給法に基づく恩給の給付に関する事務でございますけれども、県にとりましては郵送による受給権の調査を省略できる節減効果がございまして。また、この恩給法につきましては、年に1回現状の確認をしまして、年4回支給をするということですので、どうしてもタイムラグが生じて過払いという状況が年に十数件起きております。今回、この住基ネットを活用することによって、支給するその時点で確認をするということで、そのような過払いが防止できるものと考えております。受給者の皆様方にとりましては、調査書を返送する郵便代等々が節減できるものと考えております。原子

爆弾被爆者援護法につきましても、恩給法同様過払いの防止ができるほか、手当受給者の方がお亡くなりになられた際の連絡が不要になる、それから住所を変更された際に提出いただく住民票の提出が不要になる等々のメリットがあるかと思います。電気工事士法、宅地建物取引業法、消防法、旅券法につきましては、申請時に添付していただいている住民票の提出が不要になるということでございます。資料の最下段に記載しておりますけれども、最大限利用した場合に県にとりましては17万2千円余の経費削減、県民の皆様にとりましても記載のとおり負担軽減が図られるものと考えております。なお、4ページと5ページはご参考までに他の都道府県の利用状況を記載した資料をつけてございます。

次に、住基ネットの県事務に利用する際の安全対策につきましてご説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。まず、技術面での安全対策でございますけれども、左側が先ほどお話ししました平成16年当時、審議会でご提言をいただいた事項です。その指摘事項に対する当時の県としての対応を真ん中の列に記載をさせていただいております。今回住基ネットを利用するにあたりましては、当時と同じ、もしくは項目によっては当時の基準以上の安全対策を講じる予定にしております。

続きまして7ページをお願いいたします。県事務に利用する際の運用面での安全対策でございます。これも同様に16年度当時ご提言をいただきました事項、それから当時の県の対応案で、今回の対応案ということです。今回の対応案につきましては、いずれも16年当時審議会でご了承いただきました事項につきまして、同程度の内容で要領を制定し運用の安全を図っていくというように考えております。

以上で、住基ネットの県事務への利用につきましてのご報告とさせていただきたいと存じますけれども、いずれにいたしましても個人情報の保護に最大限の配慮をしながら、県事務への利用をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(清水会長)

はい、ご苦労様です。質問に入る前に、ちょっと事務局に確認です。14日付けの信濃毎日で報道されていて、委員も記事は見ているのですが、事実経過としての確認なんですけれども、従前の第1期の審議会ですけれども、審議会でパスポート利用の関係の問題で、よそが参加していて長野県はどうかという議論をしている中で、一部委員から費用対効果を疑問視する声が出たことが利用を見送っていたというような記載、書き方が2カ所ほどされていますが、これは県の市町村課でこういう説明をされているのですか。

(山本市町村課長)

その辺につきましては、独自の取材ということで、県で発表したものではなくて、先ほどお話ししましたとおり16年当時ですが、見送った経過につきましては、県として件数が減っている、それから県財政が厳しいということの理由で見送ったものでございます。

(清水会長)

私、当時の委員もやっていて、当時の委員は6人いたかと思うのですが、当時の議事録も見ていただければわかるとおり、6人中5人の委員が、まあ問題ではないかと言う。それは費用対効果のこともありますし、事務局に作業もやってもらいましたけれども、それについての調査も審議会としてまとめたという経緯があって、まあ、一部の委員が反対したと言うよりも、審議会のどちらかという総体、全体的な意見、数とすれば6人中5人というように記憶していますし、公表されている議事録でそういうようになっているかと思うのですが、これは誤って書かれていると理解すればよろしいですか。事務局から説明したものではないと。

(山本市町村課長)

はい。

(清水会長)

わかりました。それでは、委員の方から、今まで県の方では住基ネットの活用をしていなかったけれども、いくつかの事項について利用しようではないかという提案、というかお考えをお持ちのようですが、質問ありますでしょうか。では関委員どうぞ。

(関委員)

セキュリティ面でちょっと質問があります。6ページ、7ページの安全対策についてというところで書いてあるのは、主に、設置時あるいはその改修時の話でありまして、運用開始後にどういうことを継続的にやっていくかという点の記載が不十分のようにちょっと見えるのですが。例えば、県庁職員側、市町村職員側両方に対して継続的に教育をしていくといったことについて、どのようにそれを確保していくのか。実際に市町村を視察してみますと、教育は、最初に1回だけやったけど、その後全然やってないというのが結構ありましたので、その辺はしっかりと方針と仕組みを設けないと徹底されないのではないかと思います。それと、先ほどから何回か出ていますが、業務委託をする先に対してのセキュリティ確保、通常はその契約の必要事項の記載とそれに基づく定期的な監査を発注元である県あるいは市町村が行うというのが必要になってくると思いますので、そういったことをきちっとやる必要がある。さらに、システムとしての監査ですね、継続的なチェック、そういったこともきちっとやっていく。継続的に、定期的にする必要があると思いますので、その辺どうなっているのか。これは質問です。

(清水会長)

はい、お願いします。

(山本市町村課長)

まず、第1点目の件ですが、委員ご指摘のとおり、いくら立派なシステムができて最

最終的に使うのは人ですから、その辺のところの教育といいますか研修をきちんとやらないと不十分であると、確かにそのとおりでございます。今回、初めてやるということで、これから審議会にご報告させていただいていろいろ準備をして1月からと、かなり余裕をとってございます。その間で、十分研修をするということと、それから今回事業数をちょっと限ったというの、あまり一度に大きくやると研修が不十分になってもいけないと、むしろ少ない事務で、これからずっと先のあることですから、きちんと研修をするために数も絞ったという経過がございます。いずれにしましても、委員のご指摘のとおりその辺につきましても、始めるとき、また始まった後も、定期的に研修を続けていきたいと考えております。

それから、業務委託の契約の関係ですけれども、これはこれからの話になりますけれども、ご指摘のとおり十分留意をしてやっていきたいと考えております。

それから、次に監査の関係ですけれども、これにつきましては、当時の審議会でも、まず始めるときに1回監査をした方がいいということで、実際に指紋認証ですとかそういうものをつけたときにまず1回監査をしていただくことにしております。その後、利用を開始した上につきましても、必要に応じてご相談しながら監査をしていただこうと思っております。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(関委員)

先ほどの説明の中にセキュリティ関係費用、対策費用が初期段階で60万円だけです、また、継続的にはいりませんという説明だったと思うのですが、それに対して継続的に先ほどご説明されたようなことをやっていくためには、おそらく継続的に予算が必要になってくるだろうと思います。民間の例ですけれど、民間ではシステム構築費のだいたい10パーセント程度、これは事業規模によって違うのですが、小規模の事業所で15パーセント、大規模であれば5パーセントくらい、年間のセキュリティ対策費用がシステム構築費用に対して10数パーセントくらいかかりますよというデータがあるのですが、そのくらいの対策費用を見込まないと駄目なんじゃないかなと思うのですが、この辺はいかがでしょう。

(清水会長)

はい、どうぞ。

(山本市町村課長)

まず、1点目の16年当時との比較の話ですけれども、16年当時は八百数十万かかり、ランニングコストで二百数十万円かかるという話をさせていただきました。で、当時と同

じセキュリティを行うのに今でいくと六十数万円で済むということで、この六十数万円でこれから先のセキュリティ全部やっていくという意味ではありません。当時は経費がかかり過ぎるから見送った経過がございましたので、今はどうなんだということを考えると大変費用がそんなにかからないで、当時と同じセキュリティができると。ですから、それ以降につきましても必要なセキュリティについては対応していくということで、この六十数万円で全て終わってしまうわけではありません。

(清水会長)

そこで言っているセキュリティですけれど、セキュリティというのは物理的な設備なり、メンテナンスのことを言っているのか、それとも人間も当然雇わなければいけないわけですけれども、そこも含めて60万円くらいということですか。それで、今後、その程度で続くというのか、少なくなるのか、あるいは増えるというのか、そこはどのように考えればいいのですか。わかる方が答えていただければいいですよ。はい。どうぞ。

(山本市町村課長)

まず、6ページをご覧いただきたいのですが、まず基本的な安全対策の関係ですが、16年当時を見ていただきますと、例えば2番3番4番ですけれども、これは県が独自に安全対策を組むということで対応していきまして、特にこの辺が大変お金がかかる部分でして、なおかつ翌年度に引き続いてお金がかかっていくという点でございました。今回のところを見ていただきたいのですが、システム上の機能として、住基ネットのシステム本体の機能向上によってカバーができるということになります。ですから、住基ネットを利用するについて、安全対策についても既に住基ネット全体のシステム経費に入っていますので、その中で対応できていると考えております。

(清水会長)

そうしますと、人の費用も含めて60万円程度で推移していくということですか。

(片桐委員)

質問をお願いしたいのですが、私も地方自治に関わる人間ですので、住基ネットというネットワークシステムがあって、それについて県が安全性の確保等を行って個人情報の漏えいにも配慮し、県民の不安も排除して、速やかに利用を開始しようとするのは当然のことで、そういう方向で進むのは、行政の責任なんだということは十分認識しています。ただ、そうしたものを利用する際には、限られた財源の中でITを利用した事務事業や、安定したセキュリティ体制を継続してやっていけるかどうかということにかかってきていて、それに対してはIT投資が効果的に行われているかどうかということの一つ一つ見ていかなくはいけないのではないかと思います。その効果的なIT投資というのは、単に新しい技術等を使って廉価なシステムを導入するということではなくて、IT自体は目的

ではなくて道具ですから、それを利用して同時に今の事務事業の流れだとか、運営体系だとか、実施主体だとかを抜本的に見直して、それを機に最適化していくということが目的というか、そういうことによって達成されるというように思っております。で、今回の県事務の方を見ますと、2ページですけれど、19年度については県庁にある端末を使って県庁でやるという形ですが、20年度、それから備考欄に21年度以降に利用と書かれている事務については、県の出先機関で利用するという形になるかと思えます。特に旅券法の手続につきましては、これは議論として市町村への事務移譲というのが一つ課題に挙げられているかと思えます。それから、平成21年度以降に事務をするというようなことが記載されている中で、例えば特別児童扶養手当の支給に関する事務ですとか児童扶養手当に関する事務については、現在市においては市で行われておりますが、町村においては確かに福祉事務所、現地機関で行われている事務ですが、実務上の受付業務については町村の窓口が担っているという実態だと思うのです。そういうことを考えますと、これを利用するということになると、現段階で町村が担っている受付事務を現地機関で行うというようなワークフローの検討が行われていて、今回の事務利用が検討されたのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

(清水会長)

事務局、お願いします。

(山本市町村課長)

この備考欄に21年度以降に利用と書いてありますのは、むしろその逆でして、例えば建設業法につきましては建設事務所がその受付をするところですが、実は現在、県の組織の見直しも行われているという段階でそれがまだはっきりしない。ですから、いずれ21年度以降に利用することはあっても当面それを見守っていきたいという趣旨がございます。今ございました6番7番につきましても、どのようにはっきり県の出先機関でやるんだと、ではどこでやるんだ、というのが現段階でははっきりしないものについては、21年度以降に検討ということで今考えております。

(清水会長)

旅券については。

(山本市町村課長)

旅券につきましては、今、基本的には地方事務所で窓口をやっておりますけれど、基本的にはこの分については他に移ることはないということで、地方事務所対応ということで20年度から実施ということで考えております。

(清水会長)

移ることはないということは、片桐委員の先ほどの発言の内容は間違っているということですか。

(山本市町村課長)

そうではなくて、今うちの方で把握している中では、例えば20年度以降で県から市町村に移るとか、そういう予定というのは聞いておりません。ですから、件数から考えても、それについては20年度から実施していきたいという考えでございます。

(清水会長)

片桐委員どうぞ。

(片桐委員)

これは事務移譲のことですから、県の方針と市町村側の方針という話になってくる、それなりに難しい話だろうと思います。また、長野県の場合については、10の出先機関があるということで、非常に県庁から遠い地域もありますので出先機関でその役割を担っている部分もあります。しかし平成18年に旅券法が改正されたことにより、隣の県の新潟県を見ますと、新潟県は市町村合併の非常に進んだ県でありますけれど、当初、昨年10月から、13の市村で事務移譲が行われています。その半年後の平成19年4月からは、加えて8市町村が事務移譲を受けているという話を聞いています。それと、その後、複数の町村がさらに今後事務移譲を進めるというような話を聞いています。新潟県の場合は、特に平成の合併が進んだということで基礎自治体の体力が強化した地方分権の中でそういった事務移譲が行われているという見方もあると思うのですが、その中には、1万人を切る町村が3つほどあり、最初にスタートした13自治体の中には村も含まれていて、そこも必ずしも財政状況が良いわけではなく、人員体制を見ても非常に厳しい状況にあると思います。そうした町村がこういう事務移譲を受けるのは、地方分権の受け皿となる意味もありますけれど、広大な土地の中に少ない人口で経営していかななくてはいけないということで、そういった県民の不便さを解消しようという目的が一番強いのではないかと考えています。そういう事実が隣の県であるわけですが、県においては今の回答だと当面は予定はないというお話ですが、将来にわたっては事務移譲についてはどのようにお考えになっているのか。そこで私が気になるのは、現地機関で住基ネットの利用を開始した後に市町村への事務移譲が行われるということになってしまいますと、ロスが生じて計画的でないと思います。今の段階で、今後どうするのかということも含めてご説明いただきたいなと思います。

(清水会長)

事務局、お願いします。

(太田国際課長)

国際課長の太田でございます。市町村への事務移譲という新潟のお話をされましたけれども、本県においては4町村くらいでそのような話があるようには聞いておりますけれども、具体的にはございません。そして、旅券事務の市町村委託につきましては平成18年に自治法の事務処理の特例の適用除外を定めた規定を削除したという形で、確かに可能とはなっております。各県でも、うちの資料ですと10都道県でやっているという状況も承知しておりますけれども、この事務移譲につきましては、全市町村で委託を受けなければ現実的にはあまり意味がないということになるかと思えます。それと、長野市なら長野市でやったとして郡部が残されたら、その郡部は地方事務所へ行くというような形が残りますと、やはり地方事務所での今後の事務は必要になってくるのかなというように現時点では考えております。

(清水会長)

そうしますと、意味がないというのは、そうやって各県単位ごとに各自治体が市町村に移譲というのは、手を上げた市町村が移譲を受けるというのではなくて、全ての市町村が受けるか受けないかという選択しかないということですか。

(太田国際課長)

県事務であるのか市町村事務であるのかという観点から考えますと、一部の市町村でやりますと、うちはやらないからどこかでやってくれよと、というような事態になりますと、それをどこで持つんだといった場合、現在では10の地方事務所と小海のステーションでやっておりますけれども、実質的には統一的な行動が取れない限り、やったりやらなかったりという現象が起き得るのではないかと懸念をしておるところではございます。

(清水会長)

違う分野ですけど、墓理法の関係というのは確か何年か前に地方自治法の一括の改正の中で市町村でも墓理の許可ができるということになって、県からの移譲を受けられるようになりましたよね、確か。それって言うのは、多分まだら状態にあちこちなっているのではないかと思うのですけれど。まだらでは、まずいんですか。

(太田国際課長)

まずいということではなくて、どのように考えるかだと思います。例えば東京都においては離島がありますよね。そういったところでは一部やっているというようなこともあるようでございます。ケースバイケースかなと思っております。

(片桐委員)

私は、この住基ネットの県事務利用について一番気になるのは、現地機関での利用です。

県が利用することについては、先ほど申しましたとおり効率化を図るとかいう点で、やはり大事なんだろうとっております。ただ、現地機関でやるにあたって、今回一番大きいと言われているのがこの旅券法の事務で、今後検討していくというその他の事務は件数が割りと少なく、やはり一番件数が大きいのは全国的に見てもこの旅券事務なんです。ですから、ここの部分を導入の段階で長い目で見て何年か後のこともきっちり見極めておく必要があるのではないかな、というのが私の意見です。それから、これは意見ですけども、一部の町村だけでスタートするとどうかなという話がありました。新潟県でも同様に一部の市町村しか利用していませんから、利用した町村であっても、住所地と勤務地が違っているので県の現地機関でパスポートを受けたいという人のために、当面は両方でやっているようです。しかし、新潟県の話を見てみますと、一部の市町村でそういった事務がスタートすると、どうしてうちの町ではできなくて、よその村でできるんだという話が必要出てくると思うんですね。もちろん、県下統一して全市町村でやる方法が一番効率的なのかも知れませんが、地方分権の流れの中で市町村がその事務をどう考えるかということがあると思うのです。長野市が考えることと、松川町が考えることは違うでしょうし、あるいは他の町も考えることは違うでしょうから、今後市町村がどう考えるかという部分を含めて検討を行ってみても、事務移譲が進むということも十分想定できるんじゃないかなと思いますし、新潟県ではそういう結果が出ているんだと思います。また、市町村に事務移譲する方が良いという根拠は、やはり一番身近な役所でできるということで、利便性が増し、不便さが解消されるということがあります。それから、旅券申請に必要な二つの書類のうち住民票はまず添付が不要になります。戸籍謄本等も必ずしも一致するものではありませんが、半数以上が同一市町村になるんじゃないかと予想されますので、申請手続きの手間が大きく省かれることになると思います。そこら辺について、県事務で、県の出先機関でやると、戸籍謄本の添付が残り、それほど利便性が上がらないんじゃないかと考えられますが、その辺についてはどのように考えますか。

(清水会長)

はい、お願いします。

(太田国際課長)

いずれにいたしましても、この市町村への事務移譲につきましては、双方どう考えるかといった部分で現段階では、そのような希望の大きな声は聞いていないというのが実態でございます。都道府県単位で見ますと、この旅券法の事務に関しまして住基ネットを利用していないのは、本県だけだという実態の中では、やはり、他県ではよかったけれど、何で長野県は住民票持って来いって言う話になるんだと言う声も聞いているのは事実であります。もう一つの質問は何でしたか。

(片桐委員)

戸籍謄本の添付が残るのですけれど、市町村の窓口を持って来るとかなりその部分はケアできて解決される部分が多いのですが。その点はどう考えてらっしゃるのでしょうか。

(太田国際課長)

実態的には、5つの事務がございます。その5つの事務は新規発給、渡航先の追加、記載事項の訂正、ビザのページを増やすこと、それと紛失の届出、こういった事務に対して、はっきりと住民票もしくは住所を証明する書類といった形で義務付けられております。一部の中では住民票と共に戸籍抄本の提出は義務付けられておりますので、たとえ住民票はいらぬと言われても、戸籍抄本はいるよということになると市町村役場へ出向かなければならない。現実的には起こり得ることでございます。現実的な利用としましては、住基ネットを確認できる部分については、ネットを利用すべきだと思いますし、費用面的に見ますと住民票一通取るのに300円かかる。利用者の方から見ますと一件につき300円浮くということになると思います。

(片桐委員)

住民票の添付が不要になるのは、県事務で行わなくても市町村で行っても同じです。私がお伺いしたかったことは、パスポート申請手続きのほとんどのケースで戸籍抄本等が必要になってくるのではないのかという点で、発券事務の取扱い件数のうち、どの程度の件数、何パーセントくらいで戸籍抄本が必要で、戸籍抄本の必要がないのがどれくらいあるのかお聞かせいただきたい。

(太田国際課長)

概算でございますけど、6万件の内の約8割が戸籍抄本とセットとなっているのが実態でございます。

(片桐委員)

意見として申し上げたいのは、約8割ということですから、それが逆転して2割程度の話であれば別ですが、それをどこの事務に持っていくかという議論になってくると思うのです。市町村側がどのような事務移譲を要請してくるかということの前に、現在事務を行っているのが県になるわけですから、県が県民に対して、どういうワークフローがよいかということを示していただきたいと思います。

(清水会長)

要は住民側の利便として、なるべく市町村側の方に引き寄せて仕事ができるようにした方がよいのか、住基ネットの活用という意味で、県なり、県の事務所の方に寄せてくるのがよいのかという、そういうニュアンスなんかを感じるんですね。住基ネットを、あるのだからなるべく使うとすれば、県の方で説明していただいているようなところで、この

数字を見ても、これは実績ということではなくて、過去の実績からしてこれだけの利用見込み件数として書かれているもの、最大というか皆さんが使えばこれだけになるという意味ですけど、数字を見てもわかるように旅券のところに使うとなると、それなりに県民の皆様に使ってもらっているかな、と感じになりますよね。

他方で、片桐委員の説明では、地域住民の側からすると手続きが便利ということであれば、自分が住んでいる近くの役所の方が簡単にできるんじゃないかということで、つまりそこをどのように考えられるか、また考えるべきなのか。事務局の方で問題を整理してください。

(山本市町村課長)

今、権限移譲の話がございました。委員さんからお話があったのは、一つに住基ネット利用の関係と、その県の事務をいかに市町村の事務の方に移していくかという権限移譲の話の2点あるかと思います。

権限移譲の関係につきましては、確かにお話がありましたとおり旅券も対象になることはもちろんできます。現実には権限移譲につきましては、今、県と市町村でどういうものが権限移譲できるのかと具体的な話も進めております。ただその中には旅券は確かなかったと思いますけど、いずれにしてもその権限移譲という面から旅券というものをいずれまた考えるときが来るのかなと、もし必要ならばそのとき検討してもいいのかなと考えます。

ただそれと今回住基ネットを利用して、それを旅券に使うというのは分けて考えた方がわかりやすいのかなと思います。仮に市町村に事務が移ったとしても市町村で住基ネットを活用してやっていくということで、権限移譲と住基ネットの話は分けて考えていただいた方がわかりやすいと思います。

(清水会長)

ありがとうございます。権限移譲により、市町村で旅券発給の必要な手続きができるとなると、そこで住基ネットを使う場面となるのですか。

(片桐委員)

私が申し上げたいのは、出先機関で一番利用件数の見込みが多いとされている旅券事務が権限移譲を進めていって、仮に全部の市町村で事務移譲が行われると出先機関で事務が消えてしまうわけですね、仮の話ですよ。そうするとそもそもその事務自体がなくなってしまうわけですから、出先機関に端末をわざわざ置いてやるよりも、むしろ事務移譲を同時進行で進めていくことが理想ではないかということをお願いしたいわけです。旅券事務について、市町村が事務移譲を要請する声は、先ほど市町村課長さんはないって言われましたけど、私の知る限りでは、そうした情報があることはありますので、ないってことはないと思います。事務的に市町村へ降りてくれば、住所を確認するのは住基ネットである必要はなくて、住民基本台帳を使って確認することで足りると思います。

(清水会長)

ありがとうございます。権限移譲の状況に関しては、私もちょっと事件をやったことがあるんですけども、こちらの3人はほとんど、おそらく坂本委員も知らないのもので後で権限移譲が今、どうなっているのかの資料をいただけませんか。

(山本市町村課長)

それでは、改めて権限移譲について、特に県と市町村のあり方検討会の中で権限移譲を検討しておりますので、具体的にそこでどんな事例が挙がっているのかご報告させていただきたいと思っております。

(清水会長)

確かに、効率的に制度を作っていくことを考えると、住基ネットを進めていくというものでいいのか、それで必要がなければやめればいいのか、ということもありますけど、住基ネットは県だけで進める話ではなくて、市町村と共同しながら進めていく作業です。確かに権限移譲と別に考えようと思えば考えるという失礼ですけども、仕事があっちいたり、こっちいたりでも、現場の不便さとか住民の混乱もあるかも知れませんが、それで長野県内でどういうふうに進めるのかということと、片桐委員から出た新潟県とか、よその県で何か進んでいると言いますか、実践している例ですとか、片桐委員さん以外の我々委員にわかりやすい資料を出していただければと思います。お願いします。よろしいですか。

(山本市町村課長)

旅券の関係については、あり方検討会の中で実際には議論にあまりなっていないんです。権限移譲の難しいのは、こちらからあげたい、向こうからもらいたいという中で権限移譲をやるには、一つに効率性を求めますので、県から全部お渡しして市町村が行うと県が身軽になって効率的になるのですが、ここはいやだ、あそこはいいとなると、効率の意味がなくなってしまうという問題があります。そういう面で旅券の権限について、要望が出るとは、私はちょっと難しいのではないかと思います。県民の利便性を考え、春には実施させていただきたいと改めてお願いしたいんですけど。

(清水会長)

こういう議論を深める意味でも、片桐委員としては問題の意味はわかっているのですが、他の委員がよくわからないテーマです。私も事件として意見を出したことが何年前か前にあるだけなので、概要として長野県ではどういうことで進んでいるかということと、片桐委員から出ている新潟県の旅券について、プラスマイナスあるかと思うのですけれど概要としてこうなっていますということでも結構ですけど、問題点はこの点にありますけ

ど、ここを配慮した方がよいですよというようなものをお願いします。

それから、確認ですけど、住基ネットを利用する法律、事務の選定についてのところで見込み件数で並んでいる数字というのは、過去のここ2年の実績を踏まえて、この制度を利用している人達はこれだけいますということで、従ってマックス使うとだいたいこれだけの平均になりますとそういう意味になりますね。それから次ページの効果のところ、利用による効果のこの件数の読み方というのが、例えば恩給法の3,400件というのは、年4回確認するので850×4になっていることですよ。それから原子爆弾の援護法の関係でいうと2,280件というのが、190人の方がいらっちゃって、その方について毎月確認するので、この回数になるっていうことですね。そのように読んでいただきたいと思います。

他の県で既に進行しているところで利用可能な人に対して、実際利用している方というのがどれくらいという、そういった調査結果はあるのですか。

(山本市町村課長)

利用調査というのはございませんで、今回うちの方で各県の方をお願いをして、ちょっと調べさせてもらったという資料がございます。ただ、5ページですが、利用件数につきましては、各県でどのくらい使ってるかというのは収集できなくて利用団体、利用状況というのは出してあります。この件数につきましては、旅券法につきましては当方と同じ考え方と思うのですが、例えば恩給法、それから原子爆弾の関係につきましては利用する団体の考え方で把握しているように思います。

(清水会長)

ありがとうございます。そうしますと、最大これだけの件数にはなるでしょうという数字が2ページにあって、実際にこんな結果になるというのは、例えば旅券について他県では何年もやっているので実際に申請している方の内のどれくらいの割合いかというのは、各県ではもちろん把握しているのですよね。

(山本市町村課長)

把握しているだろうと思います。

(清水会長)

予定の時間がオーバーしてしまい、すいません。ただ、委員としても非常に理解を深めましたので問題点を把握した上で、話をまとめられればと思います。

今日は坂本委員も来ておりませんので、各委員については、県が新たに住基ネットを利用するということで、大事なテーマでもありますので、きちんとした議論をしたいと思いますので、申し訳ないんですけど、私たちの任期の間に、あと1回開催する機会を与えていただければ、次の委員の方たちがどういう判断するかはともかくとして、私たちなりに、

今日の県と市町村の間の権限移譲の問題も含めて、意見、考えをまとめていきたいと思うので、もう一回審議会を開いていきたいと思います。

(山本市町村課長)

旅券の関係については、権限移譲の関係があるので改めてそのご説明をさせていただくということで考えたいと思います。あと、県庁内で事務ができます19年度に実施、来年1月目途ですが、この事務につきましては準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。旅券法の関係につきましては改めてご説明させていただきます。

(清水会長)

「よろしく願います」と言われましても困るんですけども、件数が少ないので、旅券法がないと形がつかないかなという気がしますが、他の恩給法、原子爆弾被爆者援護法、電気工事士法、宅建取引業法、それから消防法ですか、こういったものについては、いかがですか。費用対効果という面からすると、これを独自にやってどうかなということですが、現状からすると、費用面で言うとほとんどかからずに、これができることはできるんですよ。何かご意見ありますか。御手洗委員いかがですか。

(御手洗委員)

ほとんど、関委員と片桐委員の方からご指摘いただいた内容ですが、今、安全、運用面での安全対策についてのところは、かなり平成16年度の審議会の内容を前提として語られているところが多いと思うんですけど、セキュリティの事情というのは毎年、毎年かなりトレンドが変わって来たりですとか、新しい侵入方法ですとか、いろんな技術が出てくることによって、変わってくる部分があるので、やはりもう一度、そこはちゃんと要領なりを見直しされた方がいいのではないかと考えております。

(清水会長)

はい、私どもとしては、旅券法の問題がありますけれども、任期は確か11月までですが、19年度開始ということだとすれば議論の時間のつじつまも合うかなという気がします。全体について今後のこともありますので、今回、委員が初めて集まって意見交換を、県の事務局の方とさせていただいているので、五月雨式ということではなくて、次回まとめてということよろしいでしょうか。11月には全体的な意見をとるということで、各委員も考えてきてもらって、ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(山本市町村課長)

五月雨式というお話でございますけれども、実は、今回の19年度から実施していきたいというものにつきましては、特に県庁の中で実施するというので、職員の体制、それから研修、今後のフォローも非常に対応できると。それから来年度、現地でやるときどの

ようにやっていったらいいのか、という場合の検証にもなるということで、うちとすれば、一緒に始めるのではなくて、最初に小さい事務からやっていき、問題点があれば、いろんなところに生かして、それで現地機関を含めた対応にしていきたいと考えておりますので、19年度については、別途、先行させていただきたい、やっていきたいということが本旨でございます。

(清水会長)

先行できるんじゃないですか。

(山本市町村課長)

今回、1月ということで見込みをお話したのですが、ここで報告させていただいた機械の選定、指紋認証ですとか、1ヶ月くらいで機械が揃って、あと2ヶ月くらい余裕を取ってあるんです。それは何かというと職員の研修に是非力を入れていきたいと、特にうちの県は初めてになりますので、最低1ヶ月から2ヶ月、これは是非、職員の研修にとって万全な体制で実施をしていきたいと。ですから11月とか12月になってしまいますと結果的に旅券と同じくらいになってしまいますので、先行して課題を見つけて対応して考えると、やはり1月実施を目途にし、それを基に予算要求をしていきたいと考えておりますので、1月に先行して実施させていただけたらと考えております。

(清水会長)

関委員いかがですか。

(関委員)

コスト対効果という点ではかなり疑問はあります。特に先ほど申し上げた3点ありましたけれども、それを継続的に実施するとなると、やはりそれなりのコストが追加的にかかるという気がしますので、ここで試算されている以上にコスト対効果は悪くなるのかなと思います。ただ、住民の利便も重要だと思いますので、特に反対するという事ではないです。先ほどの3点を継続的にやっていくための仕組み、予算の確保とかも含めてどうやっていくのか、どう徹底するのか、ということを引きちっと示していただけるという前提でということになります。

(清水会長)

御手洗委員いかがですか。

(御手洗委員)

私も関委員とだいたい同じような意見なんですけど、やはり前提として改めてどうい

要領等で実施されるのかとか、その辺の詳細をちょっと教えていただきたいというのが前提としてあります。現状これだけだと正直どういう形で運用を詳細でやっていくのかというのがわからないところがあるので、その辺を詳細に教えていただきたい。ただ、全体的な方針として小さいところから始めていくことに関しては、当初のコスト効率が悪くとも、将来的によくなるという見通しがあるのであれば全然、私はそれに関しては反対するものではないですし、ただ、先ほど関委員から指摘があったとおり、その試算というものは、ちゃんと運用に基づいたコストというものをしっかりベースに考えて算出していただきたいというところがあるといったところです。

(清水会長)

片桐委員どうでしょう。

(片桐委員)

私は、平成19年度利用開始すると書いてある手続きにつきましては、やはり県の方からも言われているとおり、他の県でできていて長野県でできないというような状況が長く続くというのは、地方自治に関わる人間としては、なるべく早い段階でこれを解決すべきだろうと考えておりますので、費用対効果の面でやはりきちんとしたデータを出していただいた上で活用していく方法で進めていくということは必要ではないかと認識しております。ただ、先ほど話もありましたが、事務利用の見直しですとか、本当にどうやって活用していくのかという点が、やはり利用ありきという面、説明の中でも少し説明不足というか、なかなか理解しづらい面もありますので、その点、出先機関等については、しっかり議論して説明していただく必要があるのではないのかなと思っています。

(清水会長)

とすると、事務局の方から、もうちょっとさらに説明が必要ということですかね。十分な議論をするためにということになりますか。1月当初からというのが厳しいかも知れないんですけども、ここまで時間がかかってしまったのは、確かに私ども日程調整が難しくて審議会を開くのが少なくて申し訳なかったのですが、指摘されたような課題は確かに重要なことだと思いますので、次の開催日をなるべく早くすることで、その場でなんとか問題点なり解決すべき点を明らかにして、それに対応していただくということでしょうか。

(山本市町村課長)

物理的な日程の関係があらうかと思います。ただ、関委員さん、御手洗委員さんがお話されていますように、セキュリティの関係はどうなっているのかという今後の予定ですが、お話をさせていただきます。先ほど6ページのお話をさせていただきました。この6ページの、16年度の2番3番4番、少し重複の説明になりますけれども、実はこ

の2番3番4番については、当時住基ネットのシステムの機能としてなかったもので、県としては独自に入れる必要があったと。この辺が八百数十万、それからランニングコストで二百数十万かかっているという部分でございます。この部分については現在住基ネットシステムの向上ということでシステムの安全対策の中でカバーをしております。ですからこれについては、改めてお金をかける必要がないということでシステムの安全対策という全体を通してフォローされているということでございます。ですから新しい安全対策というものはこのシステムの機能向上の中で逐次図られていくということになるのですが、ただそれについては、特にうちの方で単独でやる中身ではないと。安全対策はきちんきちんと更新されていくという状況になっております。それが先ほどの安全対策関係の答えで、それがクリアできれば、権限移譲の関係につきましては別途改めて資料も用意してご検討いただき、旅券の関係についても情報提供させていただき、もう一度説明させていただきたい。ただ残る5つの法律のものにつきましては、やはり来年度からの旅券の関係がスムーズに安全でいくようにするためには、ここできちんとやっていきたい。安全対策は十分執られているものと考えているので、その辺については1月目途に実施したいということでございます。

(関委員)

ここで機能が追加されたということは一つのポイントであると思うのですが、その機能追加の前提としたセキュリティ対策の仕組み、これは人間も含めた、あるいは関係する業者も含めた形でどのようにセキュリティを確保していくかという大きな仕組みの話ですので、その辺はしっかり認識して欲しいなと思います。それを徹底するための仕組み、ルール化を繰り返し、繰り返し植えつけていくことは、結構大変でして、実は民間でも十分できているところは非常に少ないと思います。なかなか徹底できるものではなくて、これをやればOKという話では決してございませんので、その辺をどうやって担保されていくのか、やはり紙に書いたものがないとこちらとしても理解は難しいかなという感じを受けています。

(山本市町村課長)

実は16年度の当時の審議会におきまして、うちの方で依頼をして、これだけの事項についてはきちんとやりなさいよということで審議会としても何度か研究されまして、それで指摘事項をいただきました。今回16年度の県の対応、16年当時これでいいじゃないかということで、今回それを参考にしてやったわけですけれども、プラスアルファが加わるという理解をしてよろしいでしょうか。それとも16年当時のものでは不十分だということで、もう一度、例えば旅券の関係は大きいからもう一度見直せというように理解をすればよろしいでしょうか。

(関委員)

プラスアルファというようには私は考えておりません。当時の委員も運用のことは当然考える前提でこういった指摘事項をされていると思いますので、まさしくそうしたことはクリアできてきたので、次の運用段階ではどうすればよいかという話です。

(山本市町村課長)

すいません、ちょっと教えていただきたいのですが、現在6ページに出てきております今回、県事務で利用するに当たっての対応案について、右側の方に書いてありますが、これでは不十分ということですか。これはこれでよいよとなるんでしょうか。

(御手洗委員)

個人的な意見になってしまいますけど、十分不十分とは判断できないというのがここでの回答になるんです。そもそも例えば要領というものが今書かれているわけですけど、この要領とは現実的にどういうものかというのがわかるわけではないですし、そう意味で言うと、そういった資料というものが事前に作られているのであれば、是非、見せていただきたいと思っていますところなんです。

(関委員)

この資料に書いてある対応案の結果というのが、何かを作りましたという報告がほとんどという感じを受けました。それができたので、それを使ってどう運用していくのかという部分までの記述がないので、こちらとしては運用後の姿が、セキュリティが担保されている形になっているのか、どうなっているのか判断つかないということです。

(山本市町村課長)

利用する場合の具体的な運用の関係ですけど、当時の審議会では、こういうことを入れなさいということで、そのような内容を盛った要領、要綱を作っていきますということで了解をいただいております。具体的には、実施する段階になったところで協議をして決めていきましょう、また見せてもらいましょう、特に監査、実施する前の監査を是非させてもらいたいというお話もいただいております。ですから実際に来年20年の1月から実施というときになると、まず物ですが、セキュリティのハードの物が適切になっているのかどうかという監査とそれから運用面での要領がちゃんとできているかどうかという監査をしていただいて、ゴーということで実際の運用ということになります。ですから16年当時もこれでいいのではなくて、実際に運用するときは監査します、必要に応じてまた監査します、ではお願いします、ということで考えておりますので、例えば1月に、実際機械を入れて、うちも初めてですからどういうマニュアルが必要かということを実際やってみて、それから出てくることが多々あると思います。ですから整備をさせていただいて、その中でもう一度問題点を出して行って要領等調整して、ご相談しながら実際に利用していくという関係ができたらいいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

(清水会長)

関委員いかがでしょうか。

(関委員)

特に異存はありません。

(清水会長)

御手洗委員いかがでしょうか

(御手洗委員)

私も特にそういったやり方で基本的に構わないと思うのですが、ただ、事前にお見せいただけるものがあれば是非お願いしたい。

(清水会長)

今、話が出ました運用の要領というのは、当然、担当職員をトレーニングするに当って前提としてできていなければいけないわけですが、そういうものは既に準備はしているのですか。

(山本市町村課長)

審議会からこういう中身については規定しなさい、国の方でもありますし、各県の方でもございます。ただ、それが実際にうちが運用する上で十分かという、実際に県の場合、ある場所に指紋認証のところがあって部屋がこうなっている等を考えると、やはり県独自でもう一度見直しをする必要があろうかと思えます。ですから、その辺については、現物ができて、それを想定した上で見直しをして要綱、要領については、改めてご覧をいただきたいと考えております。

(清水会長)

その面と、とりあえずスタートしようというのが、数字的にみると非常に件数が少ないというものですけれど、例えば、消防法は160となっていますけれども、県としてはどの程度利用されると考えているのですか。

(山本市町村課長)

具体的に要望をとったわけではございません。これは制度として住基ネットを利用してどの程度利用できるかという見込みの上限でございます。消防法につきましても、住民票を持って来るか、それとも住基ネットを利用するか、この場合は免許証でも対応ができません。ですから、実際にやってみたらどれくらいになるのかというのはわからないのですが、

利用数から考えると160件くらいが上限になるのかなと思います。このうちの恩給法と原子爆弾の関係ですけれども、これらについては、誤納付をなくすという意味で、非常に効果があるのかなと思っております。誤納付があるところの回収する手続きも大変ですし、向こうからお返しをいただくという負担、手間も大変ですので、この特に2番と4番の関係については大変お互い効果があると思っております。宅建の関係についても上限でございますので実際やった場合どのくらい利用されるかはわかりませんが、やる時にはきちんと広報をしてやっていきたいと思っております。

(清水会長)

ちなみに他の都道府県では利用可能件数に対してどれだけの実績というそういう調査はないんですね。事務局どうぞ。

(山本市町村課長)

申し訳ございません。ちょっとそういった数字お聞きしてないです。

(清水会長)

つまり、どうせやるのであれば、どうせって言うのもなんですけれども、仕事としてやる以上、利用実績の高い物の方が利便性は実感できますよね。母数として見込み件数が多くても、実はその件ではあまり利用されてないとすると、何で県はそんな無駄なことをやってるんだということになってしまいます。確率が高いものというものも、よその県が教えてくれるか、どこが教えてくれるかわかりませんが、やはり、無駄な仕事をしているのではないことを見せるためには、利用実績の高い物というものも県としては調べられれば調べた上でやられた方がよいと思うのですが。はい事務局どうぞ。

(山本市町村課長)

利用実績という面では特に2番、4番ですが、これは申請に基づいてやるのではなく、当方が給付をする際に現況確認をするという意味で使います。ですから、これについては件数とすれば100%利用されるものですから、当面実施するという中の恩給法、原子爆弾被爆者援護法のそれぞれ3,400件、2,280件につきましては100%利用していきたい、いかないといけないと考えております。他の関係につきましても、いずれにしても啓発していかなくやならない事項ですので、後で申請に来て「知らなかった。何でもっと早くもっとよく教えてくれないのか」と言われないうちにきちんとやっていきたいと思っております。特に、今回予定していますのは、どちらかという一般の方というよりは特定の業界になりますので、しっかり啓発できると思っておりますので、やっていきたいと思っております。

(清水会長)

そうしますと、もしと言いますか、こういう制度を始めるのであれば、今後さらに拡大

していくこととも視野に入れてスタートするのかなと思うのですが、よその県はともかくとして長野県としては実績というものを確認していただき、利用が少ないとすればそれはなぜなのか。利用を高めた方が当事者にとって利便性が高いということなのであれば、そちら側に誘導していくというか、そういう努力をしないと、リストアップはしたけれども中身は全然使われていなかったということになると、そういう行政のあり方は問題だと思いますので、そのあたりはご配慮いただきたいと思っております。片桐委員いかがですか。

(片桐委員)

恩給法と原子爆弾被爆者援護法に関しましては生存証明ということだと思いますので、これは特定の方に限定されるわけですがけれども、これは利用する方向で進めていった方がいいと思いますので、先ほど関委員と御手洗委員が指摘されたセキュリティ対策等を行っていく中で、速やかにやることによって、県民サービスが上がると認識しておりますので本庁で行うものにつきましては、件数が少なくても対応しなければならないものもあると思っております。

(清水会長)

あとは電気工事士法、宅地建物取引業法、消防法という特別法の関係ですから特別の業界の方というか、そちらの方に十分な説明をしてということになるんでしょうね。件数が少なくて利用件数もさらに少ないとなると、なんのためにこんな議論してるんだってことになってしまいますので、そういった点をご努力いただければと思います。

そうしますと、宿題と言えば宿題ですけどセキュリティについては要綱の問題も含めて、さらに今後資料を提供して議論させていただきたいと思います。旅券法については事務事業の権限移譲の問題もありますのでそういう議論をしたいと思いますが、6事業、6事務のうち5つの事務については、1月にスタートしたいということで準備を進めたいと、ということですかね。はい。宿題があるといえはあるんですけど、重要な部分については審議会とも議論しながら、その都度、改善すべきところは改善するというので、よろしいかと思っておりますけれども。みなさんよろしいですか。はい。問題点があれば揺り戻しがありますけどね。卒業証書を渡すわけではありません。こういった問題はいつでも前進したり下がったりですから。はい。

時間がだいぶ押してしまったんですが、重要な議論だったものですから、時間をとらせていただきました。情報ブロードウェイながのについてどうしますか。今日簡単に説明していただきますか。それとも次回ということでもよろしいですか。次回という場が与えられるなら。これはこれでちゃんと説明していただいた方がいいかなと思うのですが。後ろの方たちにも県がこの間にどういった努力をしてきたかということを知ってもらった方がいいと思うんで。はい。

(情報政策課 土谷課長補佐)

お時間いただいてすみません。情報政策課からご説明申し上げますが、課長ちょっと所用で出ておりません。変わりました情報政策課の課長補佐情報企画係長の土谷浩一郎からご説明申し上げます。資料 4 をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、先般と言いますか、平成 16 年 12 月 2 日のこちらの審議会の最終報告書におきまして、このようなご提言をいただいている内容でございます。1 次版から 4 次版までございまして、この内容につきましては、十分ご承知かと思しますので省略させていただきます。1 次版につきましては、インターネットとの完全分離をせよというご提言でございます。私どもが今回実施した、より安全な住基ネットということでございまして、この 2 次版につきましてご説明申し上げたいと思います。本課におきましては 18 年度事業で、長野県の高速情報通信ネットワーク「情報ブロードウェイながの」を構築するにあたりまして、審議会からご提言いただきました住基ネットの安全対策の 2 次版を先ほど申し上げましたとおり、実現いたしました。まず、従来は地方自治情報センターに委託しておりました県内の住基回線を情報政策課で整備しましたブロードウェイながのによる自営の住基回線に移しました。続きまして、侵入検知防御装置、IDP がございますけれども、これを設置いたしまして、ブロードウェイながのの管理運営センターにおきまして 24 時間 365 日体制で不正な通信の有無を集中的に検知しております。それから問題となる不正な通信を検知した場合には、その内容について専任の技術者が分析を行いまして、全国網を管理運営しています財団法人地方自治情報センターとも連携しまして、迅速な対応ができるような体制を確保してございます。資料の左がご提言いただいた内容でございまして、資料の右側の上段が従来の概要図でございまして、下段が 18 年度に整備いたしました情報ブロードウェイながのを使った現在のネットワークに移行した姿でございまして。

(清水会長)

ご質問とかありますか。いかがですか。御手洗委員どうですか。いいですか。関委員はありますか。片桐委員どうですか。

(情報政策課 土谷課長補佐)

すみません。

(清水会長)

はい。

(情報政策課 土谷課長補佐)

申し遅れましたけれども、このような体制をとることによりまして、先ほどから論議いただいております安全性、セキュリティというものをそれなりに高めたということでございますので、そこをご認識いただきたいと思っております。

(清水会長)

最後の部分はなくとも、まさにそのためのものだというのは了解しております。ご心配なく。誤解していません。ご苦労様です。はい、関委員どうぞ。

(関委員)

この部分でセキュリティの向上が図られたという部分、非常に大きいとは思いますが、先ほど来申し上げているのは、こういうネットワークの話だけではなく、サーバも含めたシステムの問題とか、それを運用する人間の問題とか、あるいはサポートする業者の問題とか、いろんな問題が全体としてきちっと統制がとれていないとセキュリティは確保できないということで、その辺が徹底できるような仕組みをきちっと継続的にできるようにしてくださいというお願いをしていました。一応念のため。

(清水会長)

そうですね。つまり、枠組みとしては第1次版から第2次版で、市町村、特に財政基盤の弱い町村にとってはよりよい環境になってきたかと思うのですが、物理的環境がよくなってるということと、実際のそういうシステムが問題なく運用できるかというのは別の問題で、そこにはやはりシステムと人とその業者と、どのように協力し、管理するかという人間の方の問題が非常に大きいので、そこには十分注意されて進めていただきたいと思います。この件につきましては、事務局の方もよろしいですか。

次は県・市町村共同電子申請・届出サービスについてです。

(情報政策課 土谷課長補佐)

これは報告ということでございまして、資料5でございまして、目的でございまして、委員さん十分ご承知かと思っておりますけれども、申請者が市町村等にいろいろ申請、届出するに当たりまして、時間や場所の制約を受けずに利用できるということを目的に、県と市町村が共同で構築したものでございまして、運営も共同で行っております。右の経過でございまして、ここに書いてございまして、平成16年10月に県と市町村共同で構築を進めることを合意いたしまして、以下経緯を書いてございまして、本年4月27日に県の簡易申請からサービスを開始いたしました。この10月からは、市町村も含めた本格稼働ということになる予定でございまして、簡易申請といいますのは本人認証の必要のない催し物とか、アンケートといったもので、添付書類の必要がないもの等も含めまして、記載のとおりでございまして、今後、個人の認証につきましては、IDパスワードによる認証と公的個人認証等によって行ってまいりたいと考えております。3の事業費ですけれども記載のとおり3億3075万円ということでございまして、4の年度別のサービス提供開始団体数ということでございまして、全体で参加団体は県及び70市町村と6広域連合の77団体、今年度は52団体でサービスを開始する予定でございまして、5の対象事務でございまして、提供いたします事務は記載のとおりでございまして、なるべく申請件

数の多く、効果の高い手続きから、順次電子化を図ってまいりたいと考えております。本サービスにおきましても、個人情報を扱うシステムということでございますので、セキュリティには十分配慮して、運営してまいりたいと考えております。

(清水会長)

はい、ありがとうございます。委員の方から質問ありますか。右のページの(2)の県のところを見ますと既に開始していることもいくつかありますが、この実績はどのようになっていますか。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

情報政策課の上沢と申します。4月から稼働いたしまして8月末までの件数でございますが、情報公開請求に関しましては14件でございます。自動車税納税通知書送付先変更届につきましては134件、それから県庁社会見学申込みにつきましては現在まで申請はございません。県観光公式サイトリニューアルに係るアンケートにつきましては137件ございました。

(清水会長)

まあ試運転みたいなものですかね、これは。やってみてこの結果というのはどのように評価されてるんですか。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

件数的には全体的に少ないかというように思っておりますが、これから市町村が参加していくという状況におきまして、簡易申請という形でまずスタートしたという状況でございます。まだ広報等につきましても足りない部分もございますので、これからもう少し広報をして、また10月に50余の市町村も参加してまいりますので、この中で件数を増やしていきたいと考えております。

(清水会長)

情報公開請求については、確か「何人も」になっているので、本人の特定は必要ないということで、どこからでもまさに請求できるという仕組みにはなっているということですね。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

そうです。

(清水会長)

県庁の見学とかは、ありそうな気がするんですけども、電子申請というものはない。

これは知られていないということなんですか。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

そういうことだと思っております。

(清水会長)

割と県庁の見学は最近流行ってますよね、あちこちの県で。九州の方の県が特に有名ですが。申請後の手続きは従来どおりの手続きですかね。情報公開について言うと、もちろん閲覧とか交付とかいう手続きになると、それは直接来たりということになりますよね。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

はい、手続き的には、申請につきましてはこの電子申請という形になりますが、その後の手続きについては、従来どおりという形でございます。

(清水会長)

例えば、社会見学、県庁のですね、今0件ですけれども電子申請をして、それに対する回答と言いますか、それはどのようになるんですか。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

申請の時にメールアドレスを書いておりますので、そちらの方に回答をいたします。

(清水会長)

ありがとうございます。はい、関委員どうぞ。

(関委員)

すいません。また、セキュリティの観点で3つ質問がございます。1点目がサービスに係るシステム、あるいはサービス全体についてのセキュリティの責任者は決まっていますか。2点目は、決まっているのであれば、それは誰でしょうか。3点目はそのセキュリティの責任者の責任と権限が明文化されて、それに基づいて運用されておりますか。この3つです。

(清水会長)

はい、お願いします。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

セキュリティポリシーの中で運用しているということございまして、それにつきましては県も市町村も設定しておりますので、一応、それでやっております。これについて

の明文化ということにございましては、現在まだ整備している状況ではございません。

(清水会長)

関委員どうぞ。

(関委員)

であれば、リクエストとして、先ほど言った1点目と3点目ですね、お願いします。

(清水会長)

よろしいですか。片桐委員いかがですか。

(片桐委員)

質問というか、私の町もこれに参加しておりますので、事業主体側にもなるんですけども、行政サービスの申請件数はそれほど多くないということは想定されますので、将来的に大幅な利用増が見込めるということはちょっと想像しがたいと思うんですね。それ故にこの県と市町村が共同で調達するというのは効果的な調達の方法ではないかと思うのですけれども、こういう取組みは他の県で行われているのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

(清水会長)

事務局お願いします。

(情報政策課 上沢電子自治体推進係長)

ちょっと件数的には把握してございません。今回長野県が始めました電子申請につきましては、全国で最後から2番目という46番目のスタートになってございます。先進の都道府県につきましてはほとんど共同で進めているという状況であると思っております。

(清水会長)

片桐委員いいですか。この報告につきまして他に何か質問、意見ありますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。爆発的に伸びることは期待できないということでございますけれども、確かに共同でやっていただくと住民の側からすれば、利便性が高まるのは間違いないと思いますので、管理の方をぜひきちんとやっていただきたいと思っております。

最後にちょっと社会保障番号についてという資料を提供していただきました。これは内閣官房の方から出ている、ちょうど1年くらい前のものになるわけですが、最近になってこの議論がまた活発化しております、これについても住基ネットと同じような仕組みでありながら、かなり違うという面も持っておりますので、意見交換なり、その県の

方の問題意識なりというところで、議論ができればいいなと思って提供させていただきました。

県の方ではどこがこの問題について担当するというのはあるのでしょうか。

(山本市町村課長)

この件につきましては直接県の方が窓口になっているところはございません。国の方になると思います。

(清水会長)

はい。内容的に見ますと、地方自治情報センターを使うとか、住民票コードを使うとか、選択肢として検討されているようですけれども、その関係で市町村課の方では、どのような検討といいますか、選択肢の一つですので、来ると決まればそれは考えなければいけないでしょうけれども、まあ「来ないように」っていう議論はないでしょうけれども、何らかの議論は県庁の中でもあるんですか。事務局どうぞ。

(山本市町村課長)

現段階ではこの社会保障番号を議題に議論をするという場合は、特に県の方にはございません。

(清水会長)

この制度を見ますと、外国人も含めて、日本国内にいる在留資格のある人全員について、社会保障番号をつけて、それは生涯不変の番号で変更が不可能というものをつけて、しかもこれは本人識別の方法として官民間問わずいろんな面で使って利便性を高めようという、そういう番号なんですけれども、住基ネットの方の住民基本台帳法の規定の仕方なり、そこでの住民票コードの位置づけとはかなり違う。つまり、本人の識別がどこでもできるというのは、住基ネットのときはプライバシー保護の観点から問題だろうと考えられた制度設計ですけれども、逆になっているんですね。実際の実務としては市町村が本人確認のお手伝いをするという、そういう仕組みですけれども、そのあたりについてのプライバシーに対する考え方は、住基ネットと社会保障番号では全く違うのですけれども、そのあたりについては、住基ネットの担当課としてはどのように。こっちはこっち、あっちはあっちと言っても、住基ネットの方でプライバシーを守ろうとしても、社会保障番号の方では官民どこでも同じ番号でという使われ方というのは、国の中で本人識別の手段として、制度設計として問題がありはしないかなと思っているのですが、委員の方の意見を聞いてみた方がいいかな、まずは。御手洗委員いかがですか。

(御手洗委員)

正直今具体的な何か見解があるかと言うと、そう具体的な見解というのがないんですけ

れども、ただ、相反する課題を内包しているということはあって、今後制度面で解決されないと、なかなか統合的にやっていくは難しいのではないかなど。ただ、可能性としては、その何か将来的に住基に載ってくる可能性もあるものだと十分考えているので、その辺はいろいろ検討しないといけないことはあるんじゃないかなどそのように思っています。

(清水会長)

これの難しいところは所管するところが役所的に明らかに違うところで、住基ネットの方に載ってくるということは、まずないと思うんですね。分類的にはどちらかというと、厚労省系の業務ですので。この説明を見ると、従来ある番号とは別に社会保障番号をつけますという仕組みですよ。そちらの方の活用をどうやって高めようということですが、県の方ではほとんど所管もないこともあって検討されていないようなのですが、制度からすると市町村は間違いなく関与することに、業務の一翼を担うことになっているんですが、何らかの検討なり、問題意識なりはあるのですか。

(片桐委員)

他の市町村でどうかは知りませんが、松川町レベルでは議論は全然ないですね、県でも検討がないというくらいですから。もちろん町レベルでは、ニュースで見て、新聞記事では目にはしますけれども、自治体の内部でこれを検討するという段階にはなっていない。ただ制度の自分の感想はともかくとしまして、付番の方法としては、私は市町村の戸籍住民台帳を預かった経験からしても、本人確認の原点は、やはり戸籍と住民基本台帳になると思うんですね。これは多分今後も変わらないのではないかなど思っています。個人データの正確な引き継ぎということが、戸籍、住民票によって今までもきちんと行われてきたのですから、付番するのであれば住民票コードの拡充が合理的なんだろうなということを感じます。ここが有力な候補になってくるんじゃないかなどというように思ったりします。別に番号振ることも可能だと思うのですが、年金問題で言われているのは、データの引き継ぎ、リレーができてなかったということが指摘されている訳ですから、やはり本人確認の原点である戸籍と住民基本台帳とどう結びつけるかと、住民票コードとどうか住民基本台帳ネットワークとどう結びつけるかってことになってくるのではないかなど。私個人の今の感想です。

(清水会長)

構造だけ考えるとそうなんですけれども、多分省庁間の問題があるので、かなり厳しいのかなど。住民基本台帳だと地域に住んでいる日本人というのが制度的な枠としてあるので、外国人が入ってこないところをどうするか。そちらは法務省の管轄になりますよね。関委員、何か意見ありますか。

(関委員)

現段階で特段の見解はないですけれども、番号を導入してもそれを管理する運営機関のあり方が結構問題になるのかなと思います。社保庁のような体制であるならば、番号が統一されても、また同様の問題が起こり得るのかなという気がしていますというのが1点。住基ネットのときには、ここまでの仕組みはちょっと日本としてはどうかという意見もあったやに記憶しておりますので、いずれにしても国民全体の問題として、議論を経ないとこういったことは早々導入の検討ということころまでは行かないんじゃないかなと思ってます。そんな感じです。

(清水会長)

法律家から見ると、利便性とプライバシーの究極の問題、住基ネットの考え方と正反対。つまり、住基ネットのときはプライバシーを守るが故に、利便性を犠牲にしてでもという優先性が法律上明らかで、そのために自治体も苦勞して、その中で、どう利便性を高めるかという、今日の議論もそういう面も持っているわけですけども。社会保障番号はがらっと変えてしまって、民間でもどこでも将来不変の番号をつけて、アメリカの社会保障番号と全く同じ考え方、つまりそこで起こっている問題は日本でも必ず起こることを想定して、今まで起こらなかった様々な問題が起こる覚悟で取り上げるかどうかという非常に大きな問題なのかなと。ですので、住基ネットでこれから今少し歩き出したというときに、その延長のものとは全く違う考え方のものの制度の採用という中で、プライバシーをどう位置づけるのか、プライバシーを守るといことが実際的にどのように可能なかというのは、関委員が指摘されたように根本的に大きな問題があるので、まあここで数分で「こうだね」という結論が出る問題ではなくて、ある意味住基ネットのとき以上に、議論をしないと、大変なことになるのかなと思ったりいたします。県は担当課がないというのでギャラリーっぽくなっていますけれども。自分の仕事は今終わったかなという感じが。そういうこともないですか。これから課題ありますからね。

社会保障番号についてはおそらく今後具体化の話が進めば、おそらく県なり市町村なりで議論すべき点が出てくるかと思しますので、それはその都度議論を、この審議会も関連性がある限りでは取り上げていっていただきたいと思えます。

予定の時間を大幅に過ぎてしまいました、この件はこれでよろしいですかね。

まだ、意見もあるかと思えますけれども時間が大幅に過ぎてしまいました。本日の審議会を以上で終了させていただきたいと思えます。ご協力ありがとうございました。司会どうぞ。

(司会)

どうもありがとうございました。大変長時間にわたりまして、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。それでは、先ほど会長さんの方から次回の審議会のお話ありがとうございましたけれども、条例上では本審議会の招集は会長の権限ということでございますので、ちょっと予算上では苦しい部分がございますが、会長とまたご相談させていただき

まして、委員さんの方に調整をさせていただくということでご了解をいただきたいと思
います。では、以上をもちまして、長野県本人確認情報保護審議会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。